

各 位

会社名 : 新報国製鉄株式会社
代表者名 : 代表取締役社長 成瀬 正
(J A S D A Qコード・5542)
問合せ先 : 総務部長 成島伸一
T E L : 049-242-1950

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年2月29日開催の取締役会において単元株式数の変更及び定款一部変更を平成24年3月28日開催予定の第79期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、株式の投資単位を引下げ、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え当社の株式の流動性の向上と投資家の拡大を図ることを目的とするものであります。

(変更案第8条)

(2) 変更の内容

単元株式数を200株から100株に変更する。

(3) 変更予定日

平成24年5月1日

2. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

①上記単元株式数の変更にとまなうものであります。

②埼玉本社の鑄鋼工場跡地の有効活用を図り安定的収益を得る目的として、不動産賃貸業を開始するため次のとおり当社定款を変更するものであります。

(変更案第2条)

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年3月28日

定款変更の効力発生日 平成24年3月28日 (第2条 目的)

平成24年5月1日 (第8条 単元株式数)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 純鉄、銑鉄、普通鋼及び特殊鋼の製造並に加工 2. 鋳鉄鋼及びその加工品の製造 3. 溶接棒及び被覆材の製造 4. 前各号に関する原料鉱業権の所有並に経営 5. 前各号の生産物の販売及び之に附帯関連する一切の業務 6. 法令に抵触しない限り他の会社に投資又は発起人となること <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第3条～第7条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>200株</u>とする。</p> <p>第9条～第34条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 純鉄、銑鉄、普通鋼及び特殊鋼の製造並に加工 2. 鋳鉄鋼及びその加工品の製造 3. 溶接棒及び被覆材の製造 4. 前各号に関する原料鉱業権の所有並に経営 5. 前各号の生産物の販売及び之に附帯関連する一切の業務 6. 法令に抵触しない限り他の会社に投資又は発起人となること 7. <u>不動産の賃貸</u> <p>第3条～第7条 (現行通り)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p> <p>第9条～第34条 (現行通り)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(単元株式数に関する経過措置)</u></p> <p><u>第8条の変更の効力発生日は平成24年5月1日をもってその効力を生じるものとし効力発生までは従来どおり次のとおりとする。</u></p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p><u>第8条 当社の単元株式数は200株とする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、第8条の変更の効力発生後これを削除する。</u></p>

(ご参考)

平成24年5月1日をもって、大阪証券取引所における当社の売買単位も200株から100株に変更されます。